

第1章 総則

第1 目的

この「消防用設備等における設置基準及び行政指導指針（以下「指導指針」という。）」は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び運用並びに指導事項を明確にし、本市における消防同意事務及び消防用設備等の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 運用上の留意事項

この指導指針は、これまで通知等で示されている防火に関する規定の運用解釈、取扱い等の法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係わる知見及び消防用設備等に係わる技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために付加した行政指導事項である。

本指導指針に定める指導事項については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者、設計者及び施工者等に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

第3 用語

本指導指針に用いる法令等の略称は、次のとおりとする。

- | | | | | | | | |
|----|---|----|-------------|----|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| 1 | 法 | : | 消防法 | | | | |
| 2 | 令 | : | 消防法施行令 | | | | |
| 3 | 規 | 則: | 消防法施行規則 | | | | |
| 4 | 条 | 例: | 室蘭市火災予防条例 | | | | |
| 5 | 告 | 示: | 消防関係法令告示 | | | | |
| 6 | 建 | 基 | 法: 建築基準法 | | | | |
| 7 | 建 | 基 | 令: 建築基準法施行令 | | | | |
| 8 | 耐 | 火 | 構 | 造: | 建築基準法第2条第7号に規定するもの | | |
| 9 | 準 | 耐 | 火 | 構 | 造: | 建築基準法第2条第7号の2に規定するもの | |
| 10 | 防 | 火 | 構 | 造: | 建築基準法第2条第8号に規定するもの | | |
| 11 | 不 | 燃 | 材 | 料: | 建築基準法第2条第9号に規定するもの | | |
| 12 | 準 | 不 | 燃 | 材 | 料: | 建築基準法施行令第1条第5号に規定するもの | |
| 13 | 難 | 燃 | 材 | 料: | 建築基準法施行令第1条第6号に規定するもの | | |
| 14 | 防 | 火 | 設 | 備: | 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するもの | | |
| 15 | 特 | 定 | 防 | 火 | 設 | 備: | 建築基準法施行令第112条第1項に規定するもの |

16 防火戸：建築基準法第2条第9号の2ロに規定するもの

第4 指導指針の適用範囲

- 1 この指導指針は、令和4年4月1日から適用するものとする。
- 2 この指導指針の適用の際、現に存する防火対象物における消防用設備等、又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物に係る消防用設備等が、本指導指針に適合しないときは当該消防用設備等については、この指導指針にかかわらず、なお従前の例によるものとする。この場合においては、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用する。
- 3 消防用設備の施工にあたっては、この指導指針に掲げるもののほか、一般社団法人日本消火装置工業会及び一般社団法人日本火災報知機工業会発行の工事基準書に準拠する。